

冬眠みかん

デザイン使用マニュアル

海南市

1 冬眠みかんについて

「冬眠みかん」は海南市内で生産された蔵出しみかんのためのブランドキャラクターです。ロゴタイプ単独もしくはブランドキャラクターと合わせて使用します（ロゴタイプ及びブランドキャラクターについてを以下「デザイン」という。）。各種権利は海南市に帰属し、使用にあたっては海南市への事前申請及び承認が必要となります。

2 使用できる場合

- ・海南市内で生産された蔵出しみかんを販売する際のパッケージ等にものみ使用できます。
- ・海南市内の蔵出しみかん生産者、及び市内で生産された蔵出しみかんを販売する小売業者、海南市内の蔵出しみかんを販売するためのパッケージ製造業者等以外の方は使用できません。（※市外の個人又は法人等が使用する場合、海南市内で生産された蔵出しみかんのみに使用することの確認が必要になります。また、当デザインを使用したパッケージを製造し、不特定多数の方に販売することはできません。）
- ・使用に際し、海南市の使用承認が必要となります。
- ・デザイン使用料は無料です。

3 申請手続きについて

- ・申請には以下の書類が必要です。
 - ①申請書、誓約書
 - ②使用する物品等の見本もしくは図案・写真等
- ・申請書は海南市ホームページよりダウンロードできます。
<https://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/soumubu/citypromotion/mikan.html>
- ・提出先：下記まで持参、郵送またはメールでお送りください。（FAX は不可）
〒642-8501 海南市南赤坂 11 番地 海南市シティプロモーション課
cp@city.kainan.lg.jp



4 審査手順について

〈申請書提出〉⇒〈受付〉⇒〈審査〉⇒〈使用承認〉⇒〈商品パッケージ等作成〉

※デザインの修正等をお願いする場合があります。

※受付完了後、審査から使用承認まで約1週間から10日程度かかります。あらかじめご了承ください。

5 使用時の注意事項

- ①使用例の通り用いる場合でも、3に記載する申請手続きが必要です。
- ②新しいデザインを作成したい場合や、蔵出しみかんの加工品に使用したい場合は、事前に事務局までご相談ください。
- ③商品パッケージには、下津蔵出しみかんシステム日本農業遺産推進協議会事務局が配布するチラシ(P08参照)を同梱するよう努めてください。
- ④ロゴタイプを単独で使用する場合は、「蔵出しみかん」の表記を併せて使用するよう努めてください。
- ⑤ブランドキャラクターが特定の企業・団体や商品等を応援するような使用はできません。
- ⑥「冬眠みかん」の商標を蔵出しみかん以外の商品等に使用することはできません。
- ⑦その他、使用にあたっては海南市「冬眠みかん」デザイン使用取扱要綱に従ってください。

6 使用禁止例

- ①縦横比率が変わるなど変形しているもの
- ②デザインの一部を省略・変更しているもの
- ③近くに別の図形を置いて、特別の意味を持たせているもの
- ④指定色以外に色を変えているもの（モノクロでの使用はできません）
- ⑤白色以外の台紙や段ボールを用いて印刷すること
- ⑥図に特殊な効果を施しているもの

7 使用例

①冬眠みかんロゴ（基本形）

「冬眠みかん」ロゴは、キャラクター（みかんぐま）とロゴタイプ（冬眠みかん）の組合せです。



キャラクター
(みかんぐま)

冬眠みかん

ロゴタイプ

②冬眠みかんロゴタイプ

用途によって、横組みと縦組みを使い分けることも可能です。

冬眠みかん

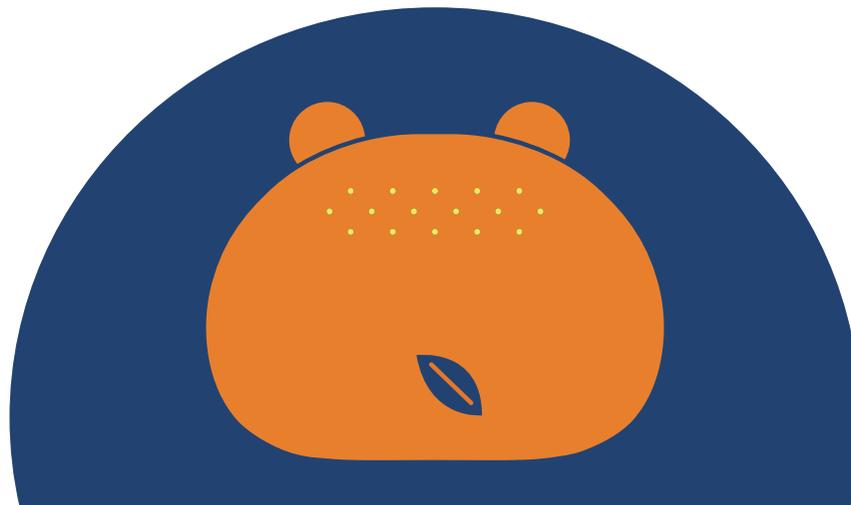
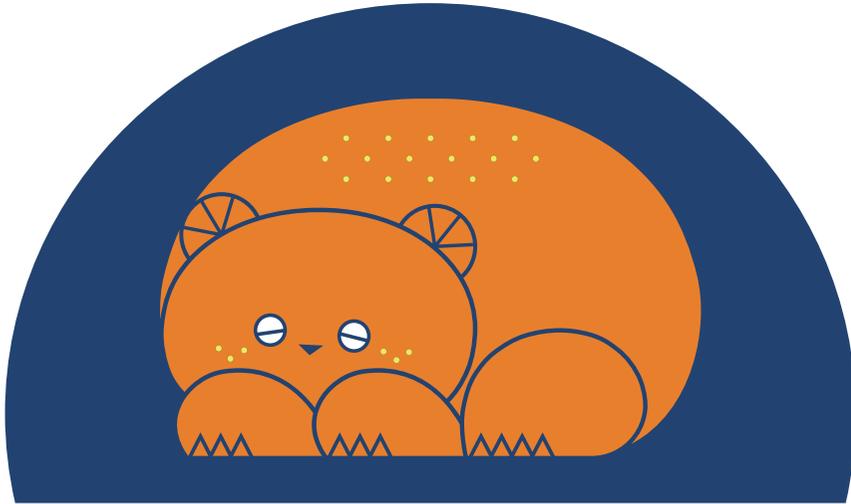
横組み

冬
眠
み
か
ん

縦組み

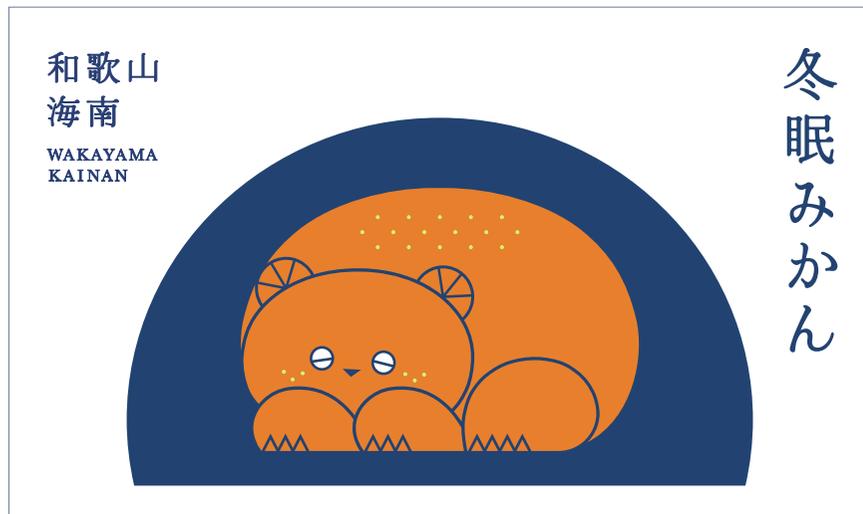
③みかんぐま展開例

寝ている「みかんぐま」を基本形とし、起きていたりお尻を向けている「みかんぐま」も使用できます。

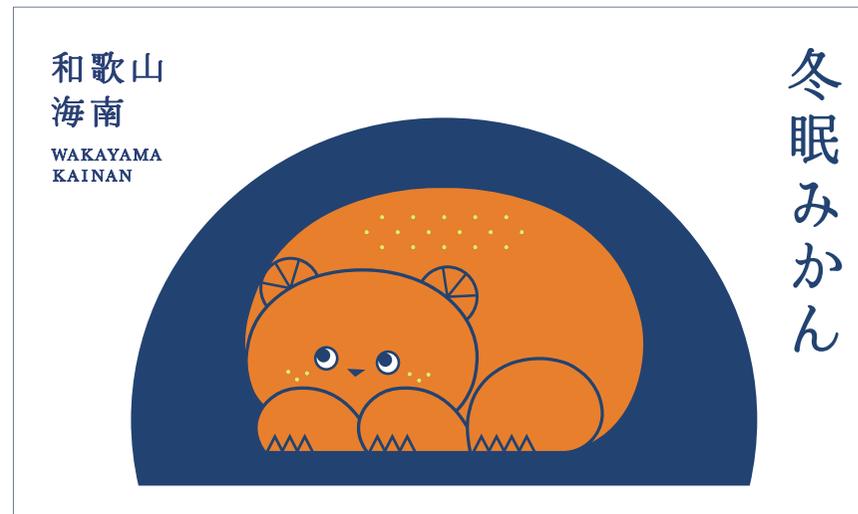


④パッケージデザイン規定

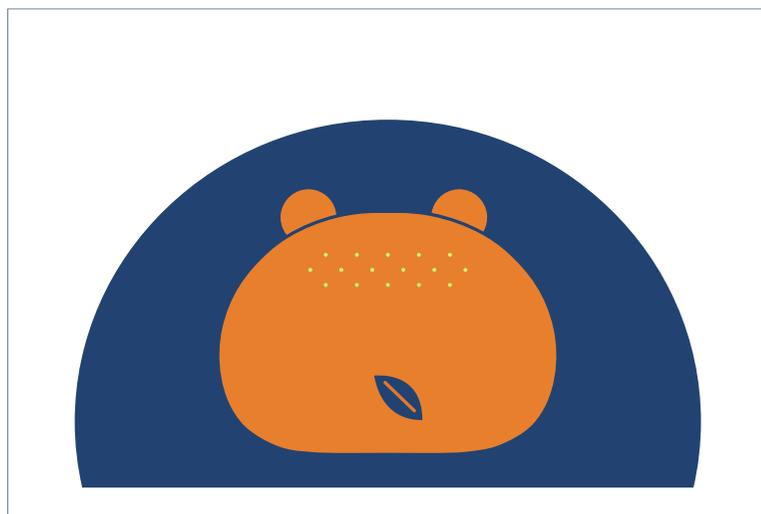
1kg 箱 (W170mm/H100mm/D150mm) の場合の展開図。箱印刷はこちらのフォーマットをご使用ください。



正面



背面



側面 (右)



側面 (左)

8 カラー使用規定

オレンジ・紺色の2色をブランドカラーとし、黄色をサブカラーとします。商品パッケージの印刷は指定の特色に近づけるようにしてください。



DIC 120

M60 Y100
R255 G126 B28
#FF7E1C



DIC 255

C100 M85 Y28 K6
R4 G61 B120
#043D78



DIC 597

Y80
R243 G232 B47
#F3E82F

9 推奨タイプフェイス

「冬眠みかん」ロゴを使用するコミュニケーションツールや広告における表記に関して、以下のフォントの使用を推奨します。

推奨和文フォント

A-OTF A1 明朝 Std Bold

推奨欧文フォント

Baskerville Regular

10 データの引き渡しについて

- ①データは AI 形式、JPEG 形式、PDF 形式でお渡しします。
- ②データの引き渡しは原則としてメールに添付してお送りします。メールでの引き渡しが不可能な場合は、事務局までご相談ください。

11 その他

- ・ブランドの効果測定のため、シーズン毎の販売数量及び売上高等を事務局よりお聞きする場合がありますので、ご協力ください。
- ・海南市内で生産された蔵出しみかん以外に使用された場合、また、海南市の許可を得ずデータを改変して使用されたことが確認された場合、使用許可を取り消します。また、悪質と認められた場合は、以後の申請を受け付けない場合があります。

※P02 5-③ 下津蔵出しみかんシステム日本農業遺産推進協議会事務局配布のチラシ
W120mm/H120mm
配布するチラシのデザインは予告なく変更する場合があります。

日本農業遺産

日本のみかん発祥の地「下津」



下津蔵出しみかんシステム

当地域は、約 400 年前から、独自の石積み技術により段々畑を築き、みかんを栽培し、急傾斜地等でびわを栽培してきました。みかん園内に土壁の蔵をつくり、自然の力で甘味を増す「蔵出し技術」を生み出しました。さらに山頂には雑木林を配置することで、水源かん養や崩落防止などの機能を持たせるとともに、里地・里山の豊かな生物多様性を維持し、持続性の高い農業システムを構築しています。

これらが高く評価され、2019 年 2 月、「下津蔵出しみかんシステム」として、農林水産大臣から日本農業遺産に認定されました。



下津蔵出しみかんシステム
日本農業遺産推進協議会事務局
(海南市産業振興課内)
〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂 11 番地
TEL: (073)-483-8464

